

東大阪生生福第1391号
令和5年8月8日

生活保護法等指定医療機関・指定調剤薬局 御中

東大阪市 生活支援部長

生活保護法に基づく指定申請・届出の簡素化について（お知らせ）

平素は、本市の生活保護行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和5年7月より、生活保護法に基づく指定申請等の手続が簡素化され、近畿厚生局への保険医療機関等の申請等と同時に、生活保護法の指定申請等を行うことができるようになりました。なお、同時に申請等を行わず、従来どおり個別に生活保護法の指定申請等を行っていただくことも可能となっております。

詳細については、厚生労働省から発出されているリーフレットを添付しておりますので、ご参照ください。こちらは医療機関向けの内容となっておりますが、取り扱いについては調剤薬局も同様となります。

なお、訪問看護ステーションは対象外となっております。従来どおり個別に生活保護法の指定申請等が必要となりますので、ご留意いただきますようお願いいたします。

（添付資料）

- ・「生活保護法に基づく指定医療機関の申請・届出が簡素化されます」リーフレット

東大阪市生活支援部
生活福祉室生活福祉課
担当 堀、坂本、太田
TEL 06-4309-3226